

進学する人は ～返還猶予の申請～

学校に入学したら速やかに「返還猶予申請書」と「在学証明書」を医療政策課看護担当に提出してください。

**在学証明書**

修学生決定番号第 \_\_\_\_\_ 号

徳島県 保健師  
助産師  
看護師  
准看護師

**修学資金返還猶予申請書**

住所 徳島市万代町1丁目1番地  
氏名 徳島花子  
昭和50年7月15日生

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第10条の規定により、修学資金の返還の債務の履行について猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 返還未済の修学資金の額                      〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 返還すべき期間  
平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで ← **貸与期間と同じ長さの期間**

3 猶予を受けようとする期間  
平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで

4 猶予を申請する理由  
〇〇学校に進学するため

( 徳島花子は3年間修学資金の貸与を受けていたため返還すべき期間は3年間である )

平成25年4月15日

申請者氏名 徳島花子 印

徳島県知事 殿

**必ず印鑑を押すこと**

**在学予定期間**

※ 提出書類は2枚です。  
「返還猶予申請書」 + 「在学証明書」

猶予期間終了前に必ず医療政策課に連絡を！